

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
五島市	三井楽地区(三井楽小集落)	令和3年3月5日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	490.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	292.54ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	89.92ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	66.71ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.50ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	79.5ha
(備考)	

2 対象地区の課題

大半の農地において基盤整備が実施されていないため、狭小で不整形な農地や大型機械が進入できない農地がある。
担い手の高齢化が進行し、耕作放棄地が増加傾向にある。
国道384号線以南を中心に、シカ・イノシシ・カラス等の有害鳥獣による被害が拡大している。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用については、中心経営体である認定農業者が担う他、三井楽町内を中心に市内他集落の認定農業者・認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。

新規・特産化作物の導入方針

JA等が推奨する作物の生産や地域振興作物の作付けに取り組む。(ブロッコリー、甘藷等)

鳥獣被害防止対策の取組方針

認定農業者を中心に、ワイヤーメッシュ柵等の設置による防護対策、わなの設置等による捕獲対策、農地周辺の草刈り等による棲み分け対策を実施する。